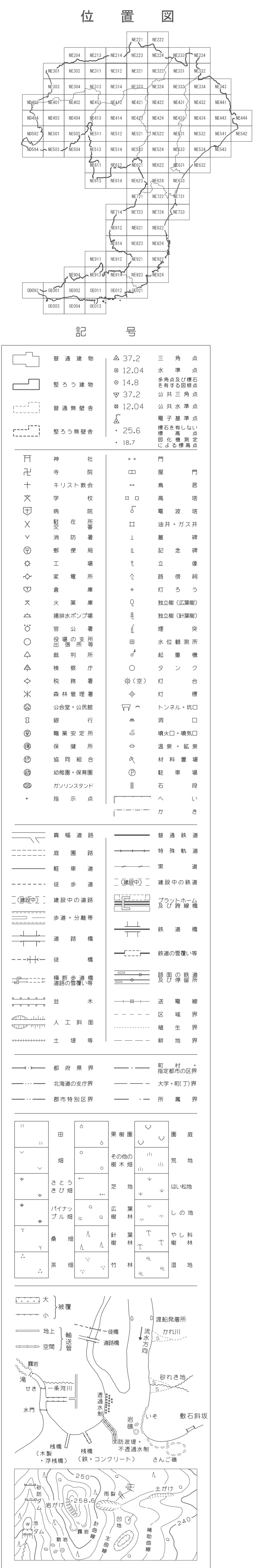
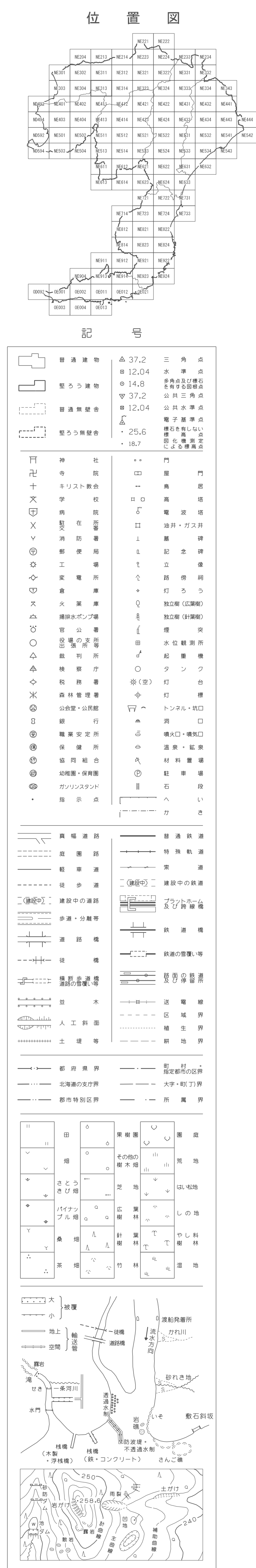


1 : 2,500
IX - NE 31 - 2

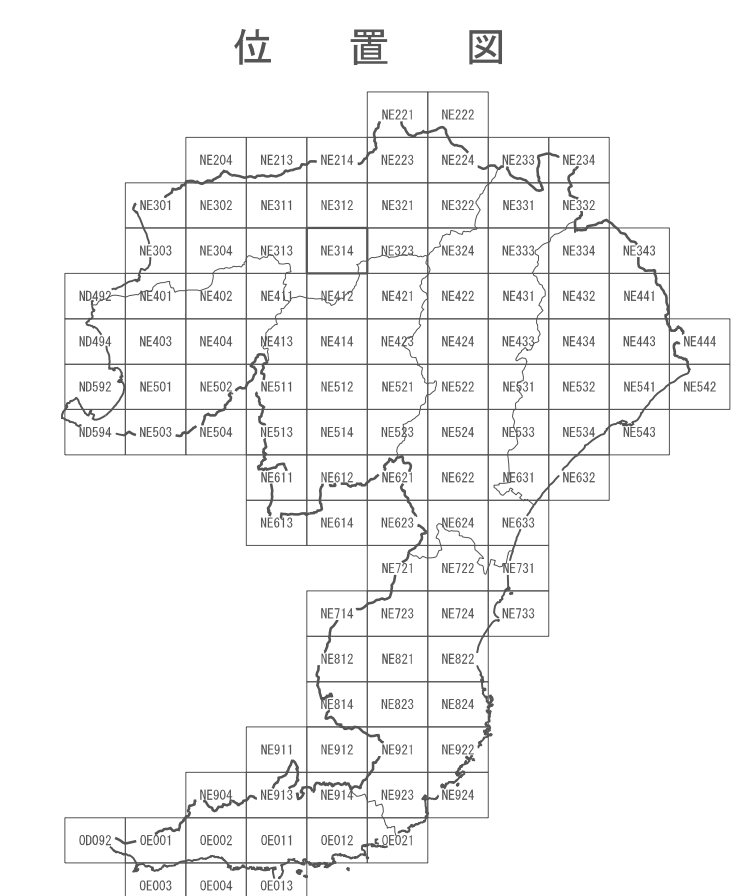


座標系は平成11年国土交通省告示第9号の規程による
第IX座標系、世界測地系による。
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規程による
第IX座標系、世界測地系による。
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

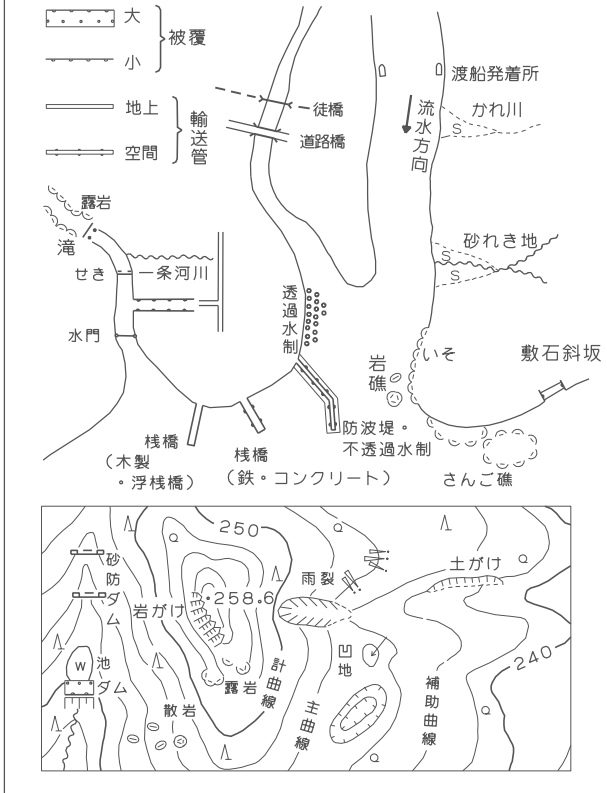
1 : 2,500
IX - NE 31 - 4



	普通建物	△ 37.2	三角点
	壁ろう建物	□ 14.8	水準点
	普通集合舎	▽ 37.2	共有及び隣地 所有の境界点
	壁ろう両面集合舎	□ 12.04	公共水準点
		・ 25.6	電子基準点
		・ 18.7	標高を有しない 埋立地、高 化、高さ変 化、埋立

[illegible][illegible]

日	田	○	栗 栗 栗	▽	栗 栗
日		○			
▽	畑	○	その他の 原木 山	山	栗 地
▽		○	山	山	
+	さとう びね	○	栗 地	+	いぬ地
+		...			
+	パイナップ ル 畑	○	広 葉 葉	+	しの 地
+		○		+	
+	桑 畑	△	針 葉 葉	+	やし 料 樹 料
+		△	林 林	+	
+	茶 畑	△	竹 林	+	番 地
+		△		+	



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規程に
第Ⅱ座標系、世界測地系による。
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル